

総務文教常任委員会会議録

1 開会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年12月10日(火) 午前9時30分開会
- (2) 場 所 清川村庁舎 3階 第2・3会議室

2 委員現在総数 5名

3 出席委員数 5名

- (1) 出席委員 城所英樹委員長・小林大介副委員長・細野洋一委員
山本雅彦委員・藤田義友委員
- (2) 事務局 井上竹夫事務局長、佐藤周平副主幹

4 欠席委員数 なし

5 説明職員 なし

6 傍聴者 なし

7 案 件

(1) 陳情審査について

- ① 陳情第6-13号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する陳情

(2) その他

8 経 過

- ◎ あいさつ 城所英樹委員長
- ◎ 議 事

(1) 陳情の審査について

- ① 陳情第6-13号「再審法改正を求める意見書」採択に関する陳情を議題とし、井上事務局長から陳情に係る状況等を説明後、陳情に対する意見を求め、討論・採決を行う。

○ 意 見

- * 小林大介副委員長(採択)

基本的に人や組織は間違いを犯す可能性があるという前提に基づいて制度設計をしていくことが重要と考えます。

昨今の報道等でもやはり冤罪に関するニュースがよく出てきています。

そういった中で本陳情の趣旨にありますように、最新のルールが存在しないことは課題であると思います。よって本陳情を採択することは重要であると考えます。

* 藤田義友委員（採択）

国家権力に対する法律である。その不備ということで弁護士会が陳情してきている。よって今の法律に問題点があるということになる。よって村民の代表である議会が役割を果たす必要があるので、本陳情について採択の意見です。

* 細野洋一委員（採択）

冤罪は冤罪被害者のみならず家族や周囲の人たちに多大な影響を与えるため、絶対にあってはならないものです。

袴田事件の再審公判手続きにおいて無罪が出されたのが、事件発生から58年目のことでありました。人生のほとんどを服役したことは、やはり人生はやり直しができないので、制度に欠陥があると考えざるを得ないと思います。

よって、再審手続きに関する法整備を早急に行い、冤罪被害の速やかな救済がなされるべきと考えますので、本陳情は採択の意見です。

○ 討 論

* 小林大介副委員長（採択）

先ほども申し上げましたが、人や組織は間違いを犯す可能性があるという前提で制度設計することは大切なこと、また、再審については、実際に再審請求に多大な時間をかけることによって実質的な被害を被った方がいることを含めると再審のルールをしっかり整備することが大事であることから、採択の立場であります。

* 細野洋一委員（採択）

再審の手続きを定めた刑事訴訟法には、再審請求手続きの審理に関する規定がほとんどなく、裁判所や担当する裁判官によって、異なる判断がされることにより平等かつ公平な手続きが担保されていません。したがって公平な再審手続き審理及び事件から再審開始決定までの手続き期間の短縮は早急に行うべきと考えますので、委員各位におかれては採択にご賛同いただきますようお願い

いし討論とします。

○ 採 決
採 択

(2) そ の 他
・特になし

◎ 閉会あいさつ 小林大介副委員長

9 閉会の日時 令和6年12月10日（火）9時45分 閉会

上記のとおり相違ないことを証する。

令和6年12月10日

総務文教常任委員会委員長 城司英樹

